

## 修了証（原本）を滅失、損傷した方

### ケース②

技能講習を受講した機関（登録教習機関）が、廃止等により修了証の再発行を行っていない場合

発行事務局にて、修了証の代わりに『修了証明書』の新規発行を行います。申込みに必要な書類は、下の**新規交付A**の表をご覧ください。

### ケース③

どこで受講したか覚えていない、登録教習機関の連絡先が分からない場合

当時一緒に受講した同僚や友人等の修了証を見せてもらい、そこに記載された登録教習機関の情報を確認するか、発行事務局に**技能講習修了資格に関する資格照会（情報開示請求）**を行うことで、分かる可能性があります。登録教習機関の連絡先については、**各都道府県労働局**にご照会ください。

### 新規交付A 必要書類の種類

必要書類	ご説明
交付申込書	<ul style="list-style-type: none"> <li>「<a href="#">技能講習修了証明書交付申込書</a>」に必要事項を記入してください。</li> <li>「<a href="#">修了資格追記用紙</a>」は申込資格が多く書ききれない場合に利用してください。</li> </ul>
証明書用写真 (1枚)	<ul style="list-style-type: none"> <li>『修了証明書』の申込みには、申込者本人の写真が必要です。写真のサイズ等（縦4.5cm×横3.5cmで申込前6か月以内に撮影した正面、脱帽、背景無地のもので写真裏面に氏名を記入し、はり付けてください。）</li> <li>サングラスを着用した写真は無効です。また、デジタル写真の場合は、写真専用紙を使用してください。</li> </ul>
本人確認のための書類 (いずれか1点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車運転免許証、健康保険証、在留カード、住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令により交付され、氏名・生年月日・住所が記載された本人であると確認できる書面（複写）又はマイナンバーが記載されていない住民票の写し（6か月以内に発行されたもの）。</li> <li>マイナンバーの通知カードは本人確認書類として使用できません。</li> </ul>
証明したい技能講習修了証（複写）	<ul style="list-style-type: none"> <li>損傷の場合のみ必要です。</li> <li>証明したいすべての技能講習修了証（表裏を複写）を用意してください。</li> </ul>
滅失届	<ul style="list-style-type: none"> <li>滅失の場合のみ必要です。</li> <li>「<a href="#">滅失届</a>」に必要事項を記入してください。</li> </ul>

ガス溶接技能講習修了証に関して

ガス溶接の免許が紛失した場合は次の対応をお願いします。

修了証原本を紛失した場合は②の対応となります。

- ① 技能講習修了証明書発行事務局の HP をみてください。
- ② 「修了証原本を紛失した方」というページをご覧ください。[目的別手続のご案内 \(mhlw.go.jp\)](#)  
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/tetsuzuki01.html>